平成２２年（フ）第２５６号
福岡市南区野間４丁目９番20号
債務者　中村　勝則
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８２号
秋田県由利本荘市川口字家後204番地40
債務者　伊藤　節子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９６号
東京都杉並区宮前３丁目20番８号メゾン植松203、旧住所秋田県由利本荘市鶴沼７番地１メゾンクレイン１号
債務者　服部　政和
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３号
秋田県由利本荘市下大野24番地３
債務者　板垣　道子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４号
秋田県由利本荘市出戸町字赤沼下道82番地５　Ｒｏｏｔ103号室
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県たつの市神岡町沢田294番地
債務者　丸山　順子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０９２号
福岡県古賀市新原883番地３
債務者　智原　正明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田畠　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７４号
福岡県宗像市曲1603番地
債務者　高村　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　雅樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県大野城市上大利２丁目13番３号
債務者　嘉村　孝治
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―204号
債務者　松本　京子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７１号
福岡市南区柳河内２丁目６番45号
債務者　篠原　福三
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７８号
大阪府高槻市津之江町３丁目８番25号
債務者　神戸　久美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９号
愛知県稲沢市長野１丁目10番26―101号
債務者　菱田　輝彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０６号
大阪市西成区千本中２丁目５番12号
債務者　富田　祥允
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７５号
大阪市都島区片町１丁目３番12号　第１メゾン片町502号
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７６号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番22号　アパートローレル218号
債務者　粟谷　三一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２号
栃木県下野市下古山563番地１
債務者　井田　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係